

## 川北町スマート農業推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、担い手の減少や高齢化の進行による労働力不足等、本町農業における課題を解決するため、ロボット、AI、IoT等のスマート農業技術の導入を行う農業者に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、スマート農業の普及、新技術の導入及び就農意欲の醸成並びに本町農業の持続的な発展に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町が認める認定農業者又は認定新規就農者（見込みを含む。）

(2) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19号に規定する計画をいう。以下同じ。）のうち目標地区に位置付けられた者（見込みを含む。）。ただし、地域計画が策定されていない場合は、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体とする。

(3) 集落営農組織（法人格の有無は問わない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の補助対象者としなない。

(1) 町税等を滞納している者。ただし、町税等の徴収猶予を受ける金額および期間がある場合は除く。

(2) 川北町暴力団排除条例（平成24年川北町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

3 補助対象者は、同一年度内に1回限り、この補助金の交付を受けることができる。

### (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、スマート農業技術の導入に向け、機器の整備等を行う事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる消費税及び地方消費税相当額を除く経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるスマート農業技術の導入に要する経費とする。ただし、中古機械および農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものの購入経費、システムに係る利用料および通信料その他維持管理経費および国、県その他団体等からの補助金等、又は本町の他の補助金等の交付対象となる経費は、この補助金の補助対象経費としなない。

(1) 経営・生産管理システム

- (2) 水管理システム
  - (3) アシストスーツ
  - (4) リモコン草刈り機
  - (5) ほ場・施設環境モニタリング
  - (6) 自動操舵システム
  - (7) 農業用ドローン
  - (8) 高性能田植機（自動操舵機能・直進アシスト機能・可変施肥機能付き）
  - (9) 自動操舵付きトラクター
  - (10) 高性能コンバイン（収量等センサー・直進アシスト機能付き）
  - (11) ロボットトラクター
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器等または当該機器等と同等と認められるもの
- 2 前項に規定するスマート農業技術の導入は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数を切り捨てた額とする。）とし、100万円を上限とする。

（補助金の交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川北町スマート農業推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 補助対象経費の内容が分かる見積書の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項に規定する書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等により確認することができるときは、補助金の交付申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、川北町スマート農業推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は、交付しないこととした場合は、川北町スマート農業推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（変更申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載された事業を変更しようとするとき、又は廃止しようとするときは、川北町スマート農業推進事業変更（廃止）申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに川北町スマート農業推進事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第7号）
- （2）補助対象経費の内容が分かる領収書の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、川北町スマート農業推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、事業完了年度の翌年度から3年間当該補助対象事業の状況について、川北町スマート農業推進事業経過報告書（様式第9号）により町長に報告しなければならない。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けるときは、川北町スマート農業推進事業費補助金請求書（概算払）（様式第10号）を町長に提出しなければならない。ただし、概算払の請求額は、交付決定額の8割以内とする。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けるときは、川北町スマート農業推進事業費補助金請求書（精算払）（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（財産処分制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した機械及び器具を、町長の承認を受けず、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する耐用年数を勘案して町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に準ずるものとする。

(条件違反による交付決定の取消し等)

第 13 条 町長は、第 8 条の規定による申請があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、補助事業者が補助金を目的以外に使用したとき、又はこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

3 町長は、前 2 項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(成果報告会等)

第 14 条 補助事業者は、本町のスマート農業の普及のため、町が必要に応じて行う実地調査や町が実施するスマート農業の成果報告会等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。